

②⑤ 差上申一札之事(困難百姓の盗難出訴出府金等の援助を感謝する届書)

ぶんか
文化4年(1807)11月
原本:縦26.0cm×横45.0cm

群馬郡下滝村(高崎市下滝町)の百姓善六が、名主天田善兵衛からの扶助を幕府代官に報告した史料です。

寛政8年(1796)、百姓善六は、第三右衛門宅へ入った盗賊の件で江戸へ出府しなければなりません。しかしながら、「大困窮もの」であった善六は、わずかな所持地すら売り払って出府費用を工面しようかと思案しています。天田善兵衛に相談したところ、この出府費用を賄ってくれたことで、家を存続できたと報告しています。



高崎市下滝町 天田壮家文書
P 0 8 1 0 5 ・ No. 1 3 9 - 2

【②⑤】差上申一札之事(困難百姓の盗難に付き出訴出府金等の援助を感謝する届書)

〔釈文〕

○其節私儀ハ奉公ニ罷出
■■■■不三居合ニ隣家
之もの共

乍恐以書付奉申上候

一■■■■寛政八辰年、私弟当村三右衛門

方へ盗賊入込■■■■被ニ盗取ニ候所、○右盗賊

少々之品

を以

隣村ニ見付搦取、村役人■■■■当

御役所様へ差出仕御吟味奉請候

之所御吟味之上

御訴申上、右盗賊ハ御奉行所様へ御差

出ニ相成、私■■■■三右衛門被召出、御慈悲を以

雑物被ニ下置、難レ有奉レ存候、然ル所

私共■■■■差添村役人両度出府仕、諸

雑用相掛リ候处、私共儀大困窮もの

ニ■■■■諸雑用差出候儀も相成兼

既ニ少々之持地ニも相離、出金も可レ仕哉被存■■■■

無抛少々之持地当惑仕候間名主善兵衛

方へ■■■■候得者、私共貧窮之義

及内談

存居候ニ付、右私共可レ出分、諸雑用

私共儀者相助リ

同人方■■■■差出くれ候ニ付、無難

右見分ニ相成候義

ニ■■■■是迄■■■■続仕罷在候■■■■相

百姓代善右衛門方被ニ相尋ニ候ニ付、乍レ恐

以ニ書付ニ奉ニ申上ニ候、以上

上州群馬郡下滝村

文化四卯年十一月十日 百姓

善六

吉川栄左衛門様

御役所

(高崎市下滝町 天田壮家文書

P 0 8 1 0 5 ・ No. 1 3 9 - 2)

Handwritten document in cursive Japanese (sōsho) style, likely the original submission. The text is written on a single sheet of paper with some visible ink bleed-through from the reverse side. The signature at the bottom left is '善六' (Shanroku).